

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月五日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東京所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市大字久米字大下十二番十 地先から同市大字久米字北久米 二一七四番一地先まで		区 間
二五・〇〇〃 八三・〇〇	二五・〇〇〃 八三・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一四〇六・五六		延長 (メートル)
平成二十五年三月二 十六日付け川越県土 整備事務所長告示第 十二号の道路予定区 域の一部変更である。		備 考